

広島市週休 2 日工事等試行要領（土木工事）

（趣旨）

第 1 条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休 2 日工事」または「週休 2 日交替制工事」（以下「週休 2 日工事等」という。）を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

（定義）

第 2 条 本要領における「週休 2 日工事等」について、以下のとおり定義する。

（1）「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

（2）「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

（3）「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

（4）地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。

2 本要領における「週休 2 日」について、以下のとおり定義する。

（1）完全週休 2 日（土日）とは、対象期間において、全ての週単位で週休 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月単位で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（3）週単位とは、工事着手日から起算して、1 週間（7 日）ごとに分けた期間をいう。なお、7 日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ 7 日間で現場閉所を行ったと認められる場合に完全週休 2 日（土日）を達成したものとみなす。

（4）月単位とは、工事着手日から起算して、4 週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4 週間に満たない期間（工事完了日の関係で 28 日確保できない等）は、通期で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

（5）対象期間は前項（1）～（3）と同じとする。

（6）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（7）対象期間内の全ての週単位若しくは全ての月単位において、現場閉所日数の割合（「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間の累計日数」）（以下「現場閉所率」という。）が

28.5% (2(8)日/7(28)日) 以上の場合に、完全週休2日(土日)若しくは月単位の週休2日が達成されたものとする。

3 本要領における「週休2日交替制」について、以下のとおり定義する。

- (1) 完全週休2日交替制とは、対象期間において、全ての週単位で技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日(7日間のうち2日)以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 週単位とは、工事着手日から起算して、1週間(7日)ごとに分けた期間をいう。なお、7日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ7日間で休日確保したと認められる場合に完全週休2日交替制を達成したものとみなす。
- (4) 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間(28日)ごとに分けた期間をいう。なお、4週間を満たさない期間(工事完了日の関係で28日確保できない等)は、通期で4週8休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。
- (5) 対象期間は第1項(1)～(3)と同じとする。
- (6) 対象期間内の全ての週単位若しくは月単位において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(「技術者及び技能労働者の平均休日日数」/「対象期間の累計日数」)(以下、「休日率」という。)が、28.5% (2(8)日/7(28)日) 以上の場合に、完全週休2日交替制若しくは月単位の週休2日交替制が達成されたものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。

(実施方法)

第4条 「週休2日工事等」の発注方式は、完全週休2日(土日)の「発注者指定型」とする。

なお、「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により実施する工事をいう。

- 2 「完全週休2日交替制」は、「完全週休2日(土日)」での発注が困難な場合、実施する。
- 3 発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休2日工事等」の試行対象である旨を明記するものとする。
- 4 「週休2日工事等」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日取得計画実施表」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。
 - (1) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む
試行工事です。

発注者: 広島市〇〇〇〇〇〇課

受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- (2) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は工事途中で完全週休2日（土日）又は月単位の「週休2日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 5 「完全週休2日交替制」を実施する場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「完全週休2日交替制」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。
- (1) 「週休2日交替制」を実施する工事の受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。
- (2) 「完全週休2日交替制」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は工事途中で完全週休2日交替制又は月単位の「週休2日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 6 週休2日工事において「完全週休2日交替制」の実施を受注者が希望する場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「完全週休2日交替制」の実施希望する旨を発注者に書面にて提出すること。

(実施報告)

第5条 「完全週休2日（土日）」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得計画実施表」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。

なお、発注者は、「完全週休2日（土日）」を実施した工事の受注者から提出された「休日取得計画実施表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。

- 2 「完全週休2日交替制」を実施した工事の受注者は、「休日取得計画実施表（交替制）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

なお、発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

- 3 「完全週休2日（土日）」の場合は、現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない7日間未満の工事については、対象期間の前後いずれかを含んだ7日間で現

場閉所を行ったと認められる場合に完全週休2日（土日）以上であったものとみなす。

ただし、この場合、受注者は「休日取得計画実施表」に対象期間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。

発注者は、当該「休日取得計画実施表」を技術管理課へ報告すること。

- 4 「完全週休2日交替制」の場合は、現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない7日間未満の工事については、対象期間の前後いずれかの7日間における技術者及び技能労働者の休日確保状況が完全週休2日交替制を行ったと認められる場合に、完全週休2日交替制以上であったものとみなす。

ただし、この場合、受注者は「休日取得計画実施表（交替制）」に対象期間の前後の2週間の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。

発注者は、当該「休日取得計画実施表（交替制）」を技術管理課へ報告すること。

（工期設定）

第6条 発注者は、週休2日等が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

- 2 週休2日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、対象期間において週休2日等を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況」の「II. 工程管理」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画実施表」等により施工実績を証明するものとする。

- 2 発注者は、明らかに週休2日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。
- 3 週休2日等を達成できなかった場合において、発減点（ペナルティ）は行わないものとする。

（アンケート調査）

第8条 週休2日工事等の検証を行うため、受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。

（提出書類の虚偽）

第9条 「休日取得計画実施表」等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。(平成31年3月1日以降の公告から適用)

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年8月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年8月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和5年10月20日から施行する。(令和5年10月20日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年4月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。(令和6年5月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和6年8月15日から施行する。(令和6年8月15日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。(令和7年1月1日以降の成績評定を行う工事から適用)

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。(令和7年8月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。(令和8年8月1日以降の積算から適用)